



やまがた環境展2026 出展票

展示No	出展者名	出展分野
(山形県)	山形県環境エネルギー一部環境企画課	環境保全
所在地	〒 990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号	
連絡先	URL :	
部署名 山形県環境エネルギー一部環境企画課	TEL : 023-630-3161	
担当名 正路直己	FAX : 023-630-2133	

<< 出展内容 >>

環境に配慮しているポイント	対象者
○ 県内における水資源と森林の保全	☒ 一般層 ☒ 学生・子供 ☒ ビジネス層 ☐

内 容

◇ご存知ですか？山形県水資源保全条例

- ・山形県は県土の約72%が森林におおわれ、ブナの天然林は日本一です。
- ・この豊かな自然と、自然に支えられる水資源を守り、将来の世代に継承していくため、水資源の保全に関する基本的な考え方や施策について定めた「山形県水資源保全条例」を制定しました。
- ・条例に基づいて指定した「水資源保全地域」において、土地取引や開発行為を行う場合は、県への事前届出が必要です。
- ・当ブースでは、こうした制度について、パネルやリーフレットでご紹介します。

事前届出制度の概要 (対象:水資源保全地域)

☒ 土地取引等の届出 届出が必要な場合 ・水資源保全地域内の土地を売買しようとするとき ・水資源保全地域内の土地に借地権、地役権等の権利を設定しようとするとき など ※ 相続の場合は、届出不要です。 届出する方 土地の所有権などの権利を現に有している方（例：売買の場合は売主） 届出時期 上記の契約を締結しようとする日の2ヶ月前まで 届出先 届出に関する土地を所管する県総合支庁環境課 届出事項 契約当事者の住所・氏名、売買等を行う土地の所在・面積、利用目的など（届出の様式が定められています）	☒ 開発行為の届出 届出が必要な場合 水資源保全地域内で、土石や地下水の採取、建物や工作物の設置、盛土・切土といった開発行為をしようとするとき 届出する方 上記の開発行為を行うおととする方 届出時期 開発行為に着手する日の2ヶ月前まで 届出先 開発行為の予定地を所管する県総合支庁環境課 届出事項 開発行為の予定地・面積・内容など（届出の様式が定められています）
---	---

◇雨水の流れを緩やかにする、森の役割を体験しよう！

- ・森があることで、雨水はゆっくりと流れ、あるいは地下に浸透しやすくなります。
- このような森の役割を実感できるジオラマを展示します。実際に水をかけてみて森がある場合とない場合で水の流れがどのように違うか体験してみましょう。



リサイクル認定製品